



# 市 からの 連絡 帳

## 10月は、市民税・都民税普通徴収第3期の納期です。

～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課田(☎042-460-9832)

## 税・年金など

### 市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 10月17日(土)・18日(日)午前9時～午後4時

場 市税・納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)・保険年金課(田無庁舎2階)  
※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など

◆納税課田(☎042-460-9832)  
◆保険年金課田(☎042-460-9824)

### 家屋調査にご協力を

次の期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 平成27年1月2日～翌年1月1日に新築・増改築などをした家屋

□調査方法 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(床・天井・屋根・外壁など)および住宅設備(浴室・トイレなど)を調査  
□調査日時 事前に書面で通知し、ご都合の良い日時に訪問します。書面が届きましたらご連絡ください。

◆資産税課田(☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

次の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まない)。

□要件 ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ②平成27年1月2日～翌年1月1日に新築した住宅 ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上

④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下  
⑤平成28年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要な書類を提出

#### □減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分の床面積120㎡<sup>※</sup>(120㎡を超えるものは120㎡相当部分)

□必要書類 ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

□申告 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。

問 ①認定長期優良住宅について…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)

②認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…下記へ

◆資産税課田(☎042-460-9830)

### 国民健康保険被保険者証(保険証)を更新

10月1日から有効の保険証を、8月下旬から世帯主宛てに簡易書留で送付しました。

不在のため郵便局で保管されていた保険証が保管期間経過により戻ってきています。郵便物等お預かりのお知らせをお持ちの方は、お知らせ・本人確認書類(運転免許証・パスポート・旧保険証など)・印鑑を、保険年金課(田無庁舎2階)までご持参ください。来庁できない場合はご連絡ください。

◆保険年金課田(☎042-460-9822)

### 国民年金保険料の退職特例をご存じですか

国民年金保険料の納付が難しい場合に免除申請を行うと、本人・配偶者・世帯主の前年の所得を審査し、所得が一定額未満の場合は保険料が免除されます。

本人・配偶者・世帯主で退職した方がいるときは、退職票・雇用保険受給資格者証などの写しを申請書類に添付することで、退職した方の所得を除外して審査することができます(退職特例)。

申請年度	退職特例が利用できる退職票・雇用保険受給資格者証の退職日
平成25年度分(平成25年9月～翌年6月)	平成23年12月31日～平成26年7月30日
平成26年度分(平成26年7月～翌年6月)	平成24年12月31日～平成27年7月30日
平成27年度分(平成27年7月～翌年6月)	平成25年12月31日～平成28年7月30日

※申請日から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

#### □申請方法

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

持 ①年金手帳または基礎年金番号が分かるもの ②退職票または雇用保険受給資格者証(写し可。退職票未発行の場合はお問い合わせください) ③印鑑  
※世帯構成などによっては、別途添付書類が必要になることがあります。

※退職特例によって免除が承認された場合、平成28年度以降の継続審査は利用できません。

問 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)

◆保険年金課田(☎042-460-9825)

## くらし

### 図書館の登録に有効期限を設定

利用登録者の個人情報を正確かつ最新のものにして適正な管理をするために、11月1日から有効期限を設けます。

登録の有効期限は5年です。既に登録済みの方は、平成28年1月16日以降に順次、更新の手続きをしてもらいます。更新の際は、本人確認書類と利用カードが必要です。更新の通知および手続き受付は、有効期限の45日前から行います。※有効期限は、11月1日から館内利用者用検索機・図書館HPの利用者メニュー・図書館カウンターで確認できます。※詳細は、図書館内ポスター・チラシ・図書館HPをご覧ください。

◆中央図書館(☎042-465-0823)

### 粗大ごみのメール申し込みを開始

10月1日から粗大ごみの申し込みがメールで行えます。

申 ①件名「粗大申込」 ②申込年月日 ③氏名(フリガナ) ④住所(集合住宅の場合は、必ずアパート・マンション名も記入) ⑤電話番号 ⑥品目・個数・サイズ(高さ・横幅・奥行き・材質:自転車の場合はインチ)を明記し問へ

申込者  
メールで粗大ごみ受付センターへ粗大ごみ収集申し込み

粗大ごみ受付センター  
受領・収集日などを申込者にメールで返信  
申込受付完了

申込者  
粗大ごみ処理シール券を購入し、収集当日午前8時30分までに、粗大ごみにシール券を貼付して外に出す

委託収集業者  
収集

※メールの送信から3日経過しても粗大ごみ受付センターから連絡がない場合は、送受信ができていない可能性がありますので、電話で再度お申し込みください。※返信メールのドメインは「@nishitokyo-sodai.jp」です。受信の拒否設定をしている場合は、ご注意ください。※セキュリティ上、添付ファイルは付けず、申込内容は直接本文にお書きください。  
問 粗大ごみ受付センター(☎042-421-5411・✉uketuke@nishitokyo-sodai.jp)  
◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

### 2次募集開始!住宅用太陽光発電システム設置助成金

住宅用太陽光発電システム設置費の一部を助成します。

対 自ら居住する住宅に、平成27年1～12月に新たに機器を設置した、または設置予定(平成26年末までに設置したものは対象外)で、市税などに滞納がない方

定 11件(申込多数の場合は抽選)  
□助成予定額 1kW当たり4万円(上限8万円)

申 10月5日(月)～30日(金)(消印有効)に、往復はがきに設置住所・契約者氏名・電

### 通知カード・個人番号カード

#### ◆「通知カード」を送付

10月中旬以降、住民登録をしている全ての方へ、マイナンバー(個人番号)をお知らせする「通知カード」を順次送付します。

「通知カード」には次の3点を同封し、世帯ごとに簡易書留で郵送します。個人番号カード(マイナンバーカード)の交付を希望する方は、同封の申請書でお申し込みください。

●個人番号カードの申請書  
●返信用封筒 ●説明書  
※11月末までに「通知カード」が届かない場合は、個人番号カードコールセンター(☎0570-783-578)または市民課マイナンバー専用ダイヤル(☎042-460-9845)にご連絡ください。  
※個人番号制度全般のお問い合わせはコールセンター(☎0570-20-0178)へ  
◆市民課(☎042-438-4020)

## マイナンバー制度が始まります

マイナちゃん

### 特定個人情報保護条例を制定

マイナンバー制度の開始に伴い、市が保有する特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の適正な取り扱いなどを目的とした「西東京市特定個人情報保護条例」を制定しました。

市では今後、この条例に基づき特定個人情報の保護に努めます。

#### □条例の主な規定内容

●マイナンバー法の規定に基づき、特定個人情報を適正に取り扱うこと  
●特定個人情報の開示・訂正などの請求について  
※特定個人情報の開示請求などは、情報公開コーナー(両庁舎1階)で受け付けます。  
◆総務法規課田(☎042-460-9811)

### 税務署からのお知らせ 法人には法人番号が通知されます

国税庁長官は、設立登記法人、国の機関、地方公共団体、そのほかの法人・団体に対し、13桁の法人番号を指定します(手続き不要)。

上記以外の法人などでも一定の要件を満たす場合は、届け出ることで法人番号の指定が受けられます。

□法人番号の通知方法 10月から法人番号などを記載した通知書を国税庁から送付します。

また国税庁長官は、法人番号を指定した法人などの名称・所在地・法人番号を、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)で公表します。

詳細は、国税庁HP内の特設サイト(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご確認ください。  
問 東村山税務署(☎042-394-6811)  
◆市民課田(☎042-460-9827)

### 傍聴 審議会など

#### ■廃棄物減量等推進審議会

時 10月14日(水)午後2時  
場 エコプラザ西東京  
内・定 一般廃棄物処理基本計画・5人  
◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

#### ■子ども読書活動推進計画策定懇談会

時 10月14日(水)午後2時～4時  
場 谷戸図書館  
内・定 子ども読書活動推進計画策定事業・5人  
◆中央図書館(☎042-465-0823)

#### ■合築複合化基本プラン策定懇談会

時 10月19日(月)午後5時～7時  
場 田無庁舎5階  
内・定 検討の方向性ほか・10人  
◆文化振興課(☎042-438-4040)